

# 取締役会改革と役員の法的責任

～ グループ経営時代を踏まえた

「取締役会のあり方」／取締役会の役割・責務 ～

## 【開催要領】

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年 10月 25日(金) 13:30～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

<講師>大手門法律会計事務所 弁護士 公認会計士 公認不正検査士 樋口 達 氏

【講師ご略歴】1993年東京大学経済学部経済学科卒。1993年監査法人トーマツ入所。1997年公認会計士登録 2002年弁護士登録 2012年公認不正検査士登録。2018年9月まで成和明哲法律事務所パートナー。2018年10月に大手門法律会計事務所を開設。 [主な著書]「実例に学ぶ企業の実情を踏まえたガバナンスの開示」「コーポレートガバナンス・コードに対応した招集通知・議案の記載例」「コーポレートガバナンス・コードが求める取締役会のあり方」「会計不正が株主総会に与える影響の事例分析」(別冊商事法務 No. 390)「法務Q&A 会計不正 対応と予防のポイント」「会社役員が知っておきたい 会計不正のはなし」「IFRSで企業法務が変わる」(中央経済社)「取締役の善管注意義務のはなし」「新会社法 企業再編の要点」(商事法務)「敵対的買収と企業防衛」(日本経済新聞社)『100分でわかる企業法務』(角川 One テーマ 21) など

【申込方法】 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名( 税込・資料代含 ) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	35,200円(本体価格 32,000円)	一般	38,500円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191648-0303 取締役会改革と役員の法的責任

ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。〔セミナー・会員研究会〕よくあるご質問〕

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル 2F

## ・プログラム・

### 【開催にあたって】

近年、コーポレートガバナンスに対するステークホルダーの関心の高まりの中で、コーポレートガバナンスの中核を担う取締役会の改革は急務となっています。また、企業経営が多角化、グローバル化し、子会社・関連会社を多数抱える、いわゆるグループ経営が当たり前の時代となっていますが、グループ会社による不正・不祥事が発生した際は、親会社のレピュテーションのみならず、業績等にも大きな影響が及んでしまう事があります。グループ会社をどのように管理するかは、企業にとって、最重要課題の1つと言っていいでしょう。

そこで、本セミナーでは、このようなグループ経営時代を踏まえて、取締役会を中心に、企業のガバナンスをどのように改革していくべきか、また、そこから派生する役員の実務的な責任等への影響など、実務的に問題となりうる点について解説していきます。

1. コーポレートガバナンスをめぐる近時の議論の流れ  
～取締役会に関する論点を中心に～
  - ・経済産業省CGS報告書の公表およびCGSガイドラインの策定
  - ・CGコードの改訂 ・会社法改正の議論 など
2. 取締役会の役割・責務
  - ・最高経営責任者の選解任 ・役員報酬 ・相談役・顧問制度
3. 取締役会の運営
  - ・審議事項 ～取締役会付議基準のあり方～
  - ・取締役会資料のあり方
  - ・審議の活性化のための取組み 適切な審議項目の設定など
  - ・情報収集 ～不正・不祥事関連情報の入手～ 内部通報制度の活性化
4. 取締役の責任
  - (1)取締役の善管注意義務とは?
    - ・経営判断の原則 ・内部統制構築義務 ・グループ経営における子会社管理
  - (2)取締役の取るべき行動 ～ケースに分けて、裁判例を分析・検討～
    - ・実際に不正が行われていることを認識 ・不正の兆候を発見
    - ⇒取締役にとどのような義務が発生するか? 開示は? 責任を問われないポイントは?
    - ・不正の兆候を認識していなかった場合
    - ⇒責任が発生しないと言えるのか? 注意すべきポイントは?
5. 取締役会評価  
課題抽出のためのプロセス : 目的・主体・項目・時期など

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。